

## 光市公告第14号

光駅周辺地区拠点整備基本構想策定業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

平成29年4月12日

光市長 市川 熙

### 記

#### 1 業務名

光駅周辺地区拠点整備基本構想策定業務委託

#### 2 業務の目的

本市が光駅周辺地区拠点整備基本構想を策定しようとするにあたり、必要となる検討やとりまとめ、素案の作成などを行うことを目的とする。

#### 3 契約期間

契約締結日から平成31年3月27日まで

#### 4 参加資格

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による都市計画及び地方計画部門の登録を受けている者又は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (2) 国税、都道府県税及び市町村税の納付すべき税額に未納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は同条第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始

の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生  
手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく  
更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決  
定（確定したものに限る。）を受けたときは、この限りではない。

(5) 公告日から契約締結日までの間において、光市建設工事等の契約に係  
る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第16号）の規定による指名  
停止の措置を受けておらず、かつ、同要綱別表に掲げる措置要件に該当し  
ないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7  
7号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規  
定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難される  
べき関係を有している者でないこと。

(7) 平成19年度以降に地方公共団体等が発注した本業務と同種又は類似  
した業務を受託した実績があること。

## 5 手続等

(1) 光駅周辺地区拠点整備基本構想策定業務委託公募型プロポーザル実施  
要項（以下「実施要項」という。）等の入手方法

実施要項等は、市ウェブサイト（<http://www.city.hikari.lg.jp/>）  
から入手すること。

(2) 参加表明書類の提出方法等

### ア 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法  
にて受付期間内に必着とすること。

### イ 受付期間

平成29年4月12日（水）から平成29年4月26日（水）までの  
日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1  
項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時

30分から午後5時15分まで

ウ 提出場所

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

光市建設部都市政策課

(3) 技術提案書類の提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間内に必着とすること。

イ 受付期間

平成29年4月28日(金)から平成29年5月12日(金)までの日(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出場所

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

光市建設部都市政策課

6 評価及び選定

(1) 選定審査

光駅周辺地区拠点整備基本構想策定業務委託業者選定委員会により行う。

(2) 選定審査方法

提出された参加表明書類及び技術提案書類の内容、技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、本業務の受託に最も適した者等を特定する。

7 その他

(1) 本手続に関する照会窓口は、光市建設部都市政策課(電話(0833)72-1574)とする。

(2) その他詳細は、実施要項等による。